

＜宅地造成等規制法に関する工事等の届出について＞

宅地造成工事に関する届出に必要な添付図書等は以下のとおりです。提出部数は正副2部となります。

① 擁壁、排水施設を除却する場合（法第15条第2項該当）

宅地造成工事規制区域内において、高さが2mを超える擁壁又は雨水その他の地表水を排除するための排水施設の全部又は一部の除却の工事を行おうとする場合は、宅地造成に関する工事の許可を受けなければならない場合を除き、その工事に着手する14日前までに届け出てください。

② 宅地に転用する場合（法第15条第3項該当）

宅地造成工事規制区域内において、宅地以外の土地を宅地に転用した場合は、宅地造成に関する工事の許可を受けなければならない場合を除き、その転用した日から14日以内に届け出てください。

■添付図書

図書の名称	説明
届出書（省令別記様式第6、7）	地番は昇順、面積は実測値を記載
委任状	代理者の資格、登録番号、連絡先を記載
設計者の資格に関する申請書 （手引き様式第1号）	資格証明又は卒業証明の写しを別途添付（法第15条第2項の届出の場合）
農地転用許可書	農地転用許可書の写しを別途添付（法第15条第3項の届出で必要な場合）
土地の登記事項証明書	正本については原本を添付（3か月以内）
土地使用承諾書（細則様式第3号）	土地、建物の権利者のもの / 印鑑証明（3か月以内）を別途添付
現況写真（全景）	2方向以上から撮影したもの / 開発区域の境界（朱線で明示）

■添付図面

図面の種類	縮尺	明示すべき事項
位置図	1/10,000以上	方位、タイトル記入
造成計画平面図	1/500以上	方位 / 縮尺 / 開発区域の境界（朱線で明示） / 切土（黄色）、盛土（赤色） / 崖、擁壁 / 排水施設 / 敷地の形状、計画高 / 現況地盤高 / 縦横断面線の位置 / 基準点（B.M） / 造成後の土地利用
造成計画断面図	1/500以上	縮尺 / 縦横断面線記号 / 区域境界の位置 / 基準線（D.L） / 現況地盤（G.L）、計画地盤高（F.H） / 切土（黄色）又は盛土（赤色）の色分け / 崖、擁壁、道路、水路及び河川等 / 土羽の位置、形状、勾配
排水施設計画平面図	1/500以上	方位 / 縮尺 / 開発区域の境界（朱線で明示） / 排水区域の区域界 / 排水施設の位置、種類、材料、管径、勾配、延長、流下方向 / 放流口の位置 / 放流先の名称、構造 / 流水方向
崖の断面図	1/500以上	縮尺 / 崖の高さ、勾配 / 土質 / 切土又は盛土をする前後の地盤面 / 崖面の保護方法 / 排水施設の位置、形状
擁壁の構造図	1/50以上	縮尺 / 擁壁の種類、寸法、勾配、根入れ深さ、天端高さ、地盤高さ / 配筋 / 天端より土羽打ちの場合はその勾配、寸法 / 裏込めコンクリートの品質、寸法 / 透水層の位置、材料、寸法 / 水抜き穴の位置、材料、内径寸法 / 基礎構造の種類、寸法 / 基礎地盤の土質 / 基礎杭 / 擁壁設置前後の地盤面
排水施設構造図	1/50以上	縮尺 / 躯体形状、寸法 / 配筋 / 基礎の種類、寸法 / 放流先との接続状況
公図の写し	-	開発区域の境界（朱線で明示） / 地目、地積、所有者 / 公道、水路を着色
求積図	1/500以上	縮尺 / 開発区域全体の面積 / 切土又は盛土をする土地の面積 / 座標または三斜、後退がある場合はその部分の面積

*届出の内容により、上記の添付書類の中で不要となるものもあります。